

# 一般社団法人 福島県訪問看護連絡協議会 細則

## 第1章 総則

(細則の目的)

第1条 この細則は、定款第41条により、会務を執行するために必要な事項を定める。

## 第2章 入会及び退会

(新入会員手続)

第2条 入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を、地区支部長を経由し理事長に提出するとともに、当該年度会費と入会金を納入しなければならない。

(継続会員手続)

第3条 書面にて退会の申し出がない場合、自動的に継続した社員とみなし、当該年度会費を納入しなければならない。

(会員の登録)

第4条 第2条ならびに前条において、理事長は、会費及び入会金を受理したときは、社員名簿に登録しなければならない。

(退会の手続)

第5条1 社員が退会しようとするときは、理事長が別に定める退会届を、地区支部長を経由し理事長に提出しなければならない。

2 退会の申し出を受理した会長は、社員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所、管理者等の変更届)

第6条 社員が住所、管理者を変更したときは、東北厚生局福島事務所への届け出をもって、変更があったものとみなす。

2 前項の届出があった場合において理事長は、会員名簿の登録事項の変更をしなければならない。

## 第3章 会費及び入会金

(会費の額)

第7条 正社員の会費は、年額23,000円とする。準社員については1口5,000円とする。賛助会員(団体)については年額40,000円、賛助会員(個人)10,000円とする。

(入会金の額)

第8条 正社員の入会金は、5,000円とする。準社員についても同額とする。賛助会員団体は20,000円、賛助会員個人は5,000円とする。ただし、継続社員及び再度入会する者からは徴収しない。

(納付期日)

第9条1 当該年度会費は、定期総会后3か月以内に納入しなければならない。ただし、新入社員の、会費及び入会金の納入期日はこの限りではない。

2 催告の期限は、当該年度終了日までとする。

(納入会費)

第10条 いったん納付した会費及び入会金は、事由の如何を問わず返還しない。

## 第4章 役員

(理事及び監事の選任)

第11条 理事及び監事は、総会による選挙により理事会において推薦し、総会の決議により選任する。また、定款第22条第4項に規定する社員以外の者から選任される監事においても同様とする。

## 第5章 任期選挙

(理事及び監事の任期選挙)

第12条 理事と監事は定期総会において改選する。但し再任を妨げない。

## 第6章 総会

(議事)

第13条 定期総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

## 第7章 理事会

(開催)

第14条1 理事会は、事業年度につき3回以上開催するものとする。

(開催)

2 定款33条2項、議事録記名押印する監事がやむを得ない事由で欠席した場合は、書面をもって承認することができる。

## 第8章 運営委員会

(構成)

第15条 運営委員会は、理事長、副理事長をもって構成する。

(開催)

第16条1 運営委員会は、定例的に理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。

(任務)

第17条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する議案に関する事項
- (2) 予算執行に関する事項
- (3) 県及び市町村、他団体等渉外に関する事項
- (4) その他運営に関する事項。

## 第9章 支部会

(地区部会の地区)

第18条1 本会に、次の地区部会を置く。

- (1) 県北支部
- (2) 郡山支部
- (3) 県中、県南支部
- (4) 会津支部
- (5) 相双支部
- (6) いわき支部

2 各地区部は、担当分掌地区の事業計画を審議し、その事業を実施する。

(地区活動費)

第19条 地区活動費は定期総会終了後3か月以内に、3,000円×地区加入事業所数で配分することとする。

地区が開催する研修については、福島県訪問看護連絡協議会が半額補助する。(年2回まで)

(地区部会役員の種別)

第20条 地区部会に次の役員を置く。

- (1) 地区部会長 1名
- (2) 副地区部会長 1名以上を置く
- (3) 監査 1名
- (4) 理事 1～3名

(役員の委嘱)

第21条1 地区部会の役員は、正社員の中で互選し、地区部会長が、理事長に報告する。

2 地区部会役員は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第22条1 地区部会役員は毎年度改選する。ただし再任は妨げない、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(合同会議)

第23条1 合同会議を年2回以上開催するものとする。

2 合同会議は、理事長が招集し、理事長が会議の議長となる。

3 合同会議は、地区部会の事業運営及び地区部会活動について協議し、調整を図るものとする。

## 第10章 補則

第24条 この細則により、会務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(附則)

この細則は、平成31年度総会終了の日から施行する。

この細則は、令和2年度総会終了の日から施行する。